

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 181 回会合において、「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第 153 号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第 155 号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第 156 号）」及び「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第 157 号）」が新たに採択された。

また、「オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 94 号）」、「側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 95 号）」及び「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### （1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

① 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置<sup>\*</sup>等を追加する。

※ 突出量が一定以下であって、外装の突起物に係る基準に適合したものに限る。

② オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。

③ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。

④ フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。

⑤ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料タンク及び燃料タンク取付装置並びに感電防止装置（以下「後面衝突時の燃料漏れ防止等装置」という。）を備えなければならないこととする。

- ⑥ 現在自動運転車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、非自動運転車にも適用する。
- ⑦ 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第 157 号の要件を適用する。

## (2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後面衝突時の燃料漏れ防止等装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 153 号に基づき認定された後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等を追加する。
- ③ 協定規則第 95 号等が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

## (3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (4) ①の改正を踏まえ、法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号の許可を申請する者が、申請者の能力についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改める。

## (4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号<sup>※</sup>の許可の基準として、サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加する。  
※ 自動車製作者等が、特定改造等をさせる目的で、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体を配布する方法により、自動車の使用者等に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為。
- ② 特定改造等をする場合に国土交通大臣の許可を要する自動車に、被牽引自動車を追加する。

## (5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

## 3. スケジュール

公 布：令和 2 年 12 月下旬

施 行：令和 3 年 1 月上旬